

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和5年9月15日(金)
午前10時00分 開会
午前10時59分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	白川 誉	副委員長	河内 優子
委員	伊藤 義男	委員	小野 志保
委員	合田 晋一郎	委員	小野 辰夫
委員	藤原 雅彦	委員	大條 雅久
委員	仙波 憲一		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長	加藤 龍彦		
・消防本部			
消防長	高橋 裕二	総括次長(消防総務課長)	後田 武
予防課長	高橋 茂雅	予防課主幹	井戸 章夫
・市民環境部			
部長	長井 秀旗	総括次長(地域コミュニティ課長)	藤田 清純
人権擁護課長	上野 壮行	市民課長	伊藤 伸明
市民課主幹	近藤 美由紀		
・教育委員会事務局			
次長	畑野 一恵	学校教育課長	須藤 充史
学校教育課指導主幹	矢野 秀和		
・福祉部			
部長	古川 哲久	総括次長(地域福祉課長)	久枝 庄三
介護福祉課長	宇野 和彦	健康政策課長	佐々木 正子
保健センター所長	寺尾 佳代子	介護福祉課主幹	村尾 裕
・福祉部こども局			
局長	沢田 友子	子育て支援課長	矢野 佳美
こども保育課長	正岡 大典		

6 委員外議員 井谷 幸恵

7 議会事務局職員出席者

議事課長 徳永 易丈 議事課主事 田辺 和之

8 本日の会議に付した事件

(1) 付託案件審査

議案第49号 新居浜市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

議案第50号 新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第52号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

議案第54号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

請願第5号 健康保険証の廃止を中止し、存続を求める意見書の提出方について

請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方
について

陳情第2号 保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める意見書の提出方
について

陳情第3号 新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害者の救済支援について

(2) 閉会中の常任委員会開催について

(3) 市民との意見交換会について

8 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●白川委員長：＜開会挨拶＞

○加藤副市長：＜挨拶＞

(1) 付託案件審査

◎消防関係

◇議案第52号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋予防課長：＜説明＞

＜質 疑＞ なし

＜討 論＞ なし

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時07分／再開 午前10時08分

◎市民環境部関係

◇議案第49号 新居浜市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

○上野人権擁護課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●大條委員：これは第三者委員会の調査報告が出た後、再度調査する必要がある場合というふう
に理解をしているが、委員構成について、ダブってはいけないとか、ダブってもいいとかという規定
がないが、どういうふうに判断すればよいか。

○上野人権擁護課長：特に規定はないが、教育委員会が設置する委員会とは別の方で委員を組織す

るように考えている。

●大條委員：確認だが、第三者委員会の報告は市長に対してもしくは教育長に対してどちらにされるのか。また、今回の委員会の報告はどちらに対してされるのか。市民に報告するのはもちろんだが。

○上野人権擁護課長：今回の再調査委員会の報告については、市長に対して報告を行うようになる。市民の方への報告については、市長が諮問する内容にもよるかと思うが、被害児童生徒、あるいはその保護者の方等の御意向等も反映するように規定されており、その辺りを含め、ケースによって、公表内容等については、慎重に個別に判断する必要があると考えている。

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第50号 新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤市民課長：<説明>

<質 疑> なし

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●河内委員：女性差別撤廃条約は男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としたもので、条約の趣旨には賛同するところだが、現時点では、個人通報制度などの課題の整理の状況を見守る必要があることから継続審査をお願いする。

●伊藤委員：女性差別撤廃条約の選択議定書を批准すると、個人通報制度等調査制度が利用できるようになるとのことだが、さきの国会においてLGBT理解増進法が可決されたことにより、我が国においてもLGBT法を取り入れた各国の問題が起り得ることが予想される。そこに、個人通報制度や調査制度が加われば、私たちが問題に関して声を上げられなくなる可能性がある。今の国内で男や女と口にするのもタブーのような風潮はまさしく、ポリティカルコレクトネスにより私たちの言論を統制しているのではないか。この請願は言論統制を加速する恐れがあるため、私は不採択の意見である。

<採 決> 賛成多数 継続審査

休憩 午前10時18分／再開 午前10時19分

◎福祉部関係

◇議案第53号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：<説明>

<質 疑>

●仙波委員：UIJターン保育士支援事業費について、対象者はいるのか。

○正岡こども保育課長：対象としては、現在既に新居浜市内で就職している保育士のうち、県内異動の方も含めて約17名程度。年度途中で就職する人でも該当者はいると考える。

●仙波委員：後から支弁するのか。

○正岡こども保育課長：その通りである。対象としては今年度4月に就職している方から提供している。

●大條委員：他県、他市で保育士の資格を取った新卒の方はどういう扱いになるのか。また、既に

他市、県外からの就職者対象17名ということだが、これは就職後何ヶ月といった支給するまでの期間を設定しているのか。

○正岡こども保育課長： 新卒の方について、想定としては、学校卒業して新たに就職する方で、例えば県内では養成校は市外にしかないのので、市外の養成校を卒業し、市内の保育園で就職する場合は対象となる。支弁する期間の設定については、対象を今年度4月から就職する方を想定しており、今年度の事業のため、今年度中に申請すれば対象となる。

●大條委員： 期間についての質問の趣旨は、3ヶ月で辞めても、半年で辞めてもいいのかということである。

○正岡こども保育課長： 期間の設定としては、県の交付金を活用する事業になるが、県のQ&Aでは、そういった期間を特段設ける必要ないが各市で制定することとされている。これから交付要綱を作成するが、一定期間市内で働いてもらうということが、この補助金の効果を出すためにも必要かと思う。例えば1年など、そういう期間を設定して支給したい。

●大條委員： 決定ではないので、確定的に答弁されないのはわかるが、既に今年度4月から就職した方を対象と考えているのなら、要綱案というのも大体ほぼ絞られていると思う。目途として、1年という、今おっしゃった期間は、そういう方向という理解でよいか。それともう1点、最初に聞いた新卒者について、最近松山で勉強するなら松山に、岡山で勉強するなら岡山に、きっちり住民票を移すと思うが、住民票を移さないまま学校に行くケースがあった場合にどう対応するのか。

○正岡こども保育課長： 期間設定については、例えば1年と申しましたが既に先進的に、同じ交付金を活用した事業を行っている市町でも1年や3年で設定している。新居浜市としては、1年程度は必要かと考えており、期間は設定していきたい。住民票を移していない方についてということだったが、県内異動ということを考えて、住民票の異動がなければ確認が取れないため、基本的には要綱を定めるにあたり、住民票の異動は必要かと思う。

●大條委員： 確認は住民票でしかできないと思うので、そのことを要綱にはっきりと書くことを希望する。

●小野辰夫委員： いい制度ができるが、新居浜市としてインターネットなどでPRするのか。

○正岡こども保育課長： 当然該当者に対して広く伝えるために、ホームページであるとか、公式LINEであるとか、そういったものを活用しながら、既に就職している方もいるので、施設に直接案内を行う。

●小野辰夫委員： 先程の1年という期間が決定じゃないと思うが、例えば、悪意があってA施設からB施設へ移動したと、補助金をもらって、そういう場合はペナルティがあるのか。

○正岡こども保育課長： 短期間で転職する場合ということだと思うが、基本的に県内での異動は、養成校から卒業して市内に異動する方を想定している。例えば、新居浜市の保育園に就職し、1年で辞めて、同じ制度をやっている西条市の保育園に転職した場合に適用されるかは各市で判断することになるが、逆のパターンとして、例えば西条市で補助金を受けた方が、1年後西条市の保育を辞めて、新居浜市の保育園で就職した場合に補助するかということになると、二重取りになるため、一定の規制をかけたいと思う。

<討 論>

●合田委員： 今回の補正は補助金、助成金であるための確、適正に執行することを要望する。また、啓発について、該当者への啓発は当然ですが、こういうことをしていると市内外にアピールすることを要望して、賛成する。

●伊藤委員： 母子保健推進費に関しては賛成の立場だが、不妊治療費用は大変高額であるため、もう少し限度額を上げてもいいと思う。子供は新居浜の宝なので、次回予算を考える際に、限度額を上

げることを要望して、賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第54号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：<説明>

<質 疑> なし

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇請願第5号 健康保険証の廃止を中止し、存続を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●藤原委員：被保険者証の交付について市町村が保険者となる国民健康保険においては、国民健康法施行規則第6条、企業などに労働者とその家族が加入する全国健康保険協会及び健康保険組合においては、健康保険法施行規則第47条により、それぞれの保険者は被保険者に被保険者証を交付しなければならないと明記されており、保険者は法の規定通り運用を行ってきた。このことから、法により、被保険者証発行の廃止が決定されれば、法に基づいた運用とせざるをえず、また医療体制との整合性を図ることも必要で、制度として検討されているものであり、保険者が独自の判断により保険証の発行の権限を持つことは不可能であると思われるため、不採択とするようお願いする。

●伊藤委員：福祉施設の事務をしている市民の方から聞いた話によると、グループホームなどの福祉施設では、健康保険証を預かり一括で管理しており、健康保険証が廃止されマイナンバーカードとなれば、管理に困る。そもそも、マイナンバーカードは専任者を決めて施錠された部屋で管理しなければならず、利用者を病院に送る際に、誰が管理して渡すのか、現場は混乱をきたすという言葉をしている。認知症の方の個人管理は大変難しいと思う。そのことから健康保険証は残すべきと考えるため、採択をお願いする。

●小野志保委員：デジタル化を進めるべきであると考えている。しかしながら、今現在の多数のトラブル、不安払拭なくしてデジタル化はないと考える。前の保険証をめぐるこの相次ぐトラブル、このまま健康保険証を廃止するのは無理筋だと考えている。総理は8月4日会見で発行コスト保険者の事務負担は減少ということで発言しているが、逆にコストは増加すると考えているため、採択すべきと考える。

<採 決> 賛成少数 不採択

◇陳情第2号 保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●小野辰夫委員：保育士配置基準の改善及び処遇改善を求める陳情書に対し、反対の立場で討論する。急速に少子化が進む中、国は若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるラストチャンスと位置付け、次元の異なる少子化対策を実現させるため、こども未来戦略方針を、本年6月に閣議決定した。この中でも、今後3年間に集中的に取り組む加速化プランの具体的施策の一つとして、幼児教育・保育の質の向上を図るため、7年ぶりの配置基準改善と保育士等のさらなる処遇改善を検討することが盛り込まれている。しかしながら、全ての子育て世帯が安心して子育てができ、子供たちがいかなる環境や家庭状況にあっても、分け隔てなく大切に生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を目指すために、幼児教育・保育の現場に求められる解決すべき課題は、保育士の配置基準や処遇改善のみにとどまらない。0歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが

孤立した育児への不安を抱えている現状において、いわゆる無園児対策について、今後いかにして取り組んでいくのか、障害児や保育に配慮を要する児童、さらには医療的ケア児の受入れなど、多様化するニーズにいかに対応していくか、また、幼児教育・保育の質を確保しつつ、現場で働く保育士の皆さんの負担軽減をいかにして実現するのかなど、解決すべき課題は多岐にわたり、今回陳情されている内容はその一部にすぎない。さらに、こうした次元の異なる少子化対策の実現に向けては、多額の予算措置が必要であり、現在国において、安定的な財源の確保を含め、継続的な支援体制の構築に向けた方策について議論されているところであり、現時点においては国の諸政策の動向を注視すべき時期であるため、今回の陳情については、不採択とすべきだと考える。

●伊藤委員：近年では保護者から要望も多岐にわたっていると思う。その中で保育士さんも対その対応に大変苦慮していると思う。そのような中で何十年も配置基準が変わっていないことは保育の質の低下に繋がるのではないかと危惧している。また先日の一般質問で加藤議員より災害が起きた場合、1人の保育士が子供を抱えて避難する人数にも限りがあるとのことで、まさしくその通りだと思う。保育士の処遇改善も保育士のなり手不足解消に必要だと考えるため、採択をお願いします。

●合田委員：先ほど小野委員が言われた通り、今回少子化対策また保育、子育てに関しては国等で、重要施策という形で進めている。当然こういった中には保育士の配置基準改善、保育士の処遇という問題も含まれている。そういったことに関しては、末端的な話で、市の方でも十分考えてもらっていると思うため、この陳情に関しては不採択でお願いしたい。

<採決> 賛成少数 不採択

◇陳情第3号 新型コロナワクチン接種による健康被害者の救済支援について

<意見・討論>

●伊藤委員：陳情書に書かれている通り、全国各地で健康被害救済制度の申請がされている。新居浜市でも6月定例会の質問で、14件の申請があり、10件が認定されたとのことである。また、新型コロナワクチンの健康被害認定件数が、過去45年の全ワクチン健康被害認定件数を上回ったとの報道もされており、今後新居浜市においても、救済制度の申請者が増えることが予想されるため、この陳情は大変重要なことと考えるため、採択をお願いします。

●合田委員：予防接種健康被害救済制度は、予防接種法に基づくもので、給付の流れや請求方法、必要書類は国が定めている事務手続きに従って行っている。副反応疑い報告については、国、県から医療機関に通知されており、新居浜市に県から通知あった場合には、市から医療機関に通知していると聞いている。また、申請手続きに関するお困りごとについては個別相談を丁寧に対応していただいております。予防接種健康被害救済制度においても、障害年金の給付が規定されているため、本陳情に関しては不採択でお願いしたい。

<採決> 賛成少数 不採択

○ 閉 会 午前10時59分

市民福祉委員会付託案件表

令和5年9月15日

○消防関係

議案第52号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○市民環境部関係

議案第49号 新居浜市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

議案第50号 新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方
について

○福祉部関係

議案第53号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第3款 民生費	5・23・24
第4款 衛生費	
第1項 保健衛生費	5・25

議案第54号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10~12・38~40

請願第5号 健康保険証の廃止を中止し、存続を求める意見書の提出方について

陳情第2号 保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める意見書の提出方
について

陳情第3号 新型コロナワクチン接種による健康被害者の救済支援について